

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟指定管理者候補者の審査結果について

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者について、審査項目に基づき厳正に審査した結果、次のとおり候補者を選定しました。

1 施設の概要

施設 の 名 称	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟
設 置 目 的	資源循環利用及びエネルギー循環利用について一体的に学習する場として、循環型社会及び低炭素社会の形成に向けた市民の意識の向上を図るとともに、市民の交流及び健康増進に資する。
所 在 地	富士市大淵676番地
建 物 構 造	鉄骨造 地上1階建
面 積	3,488.65㎡
施 設 内 容	余熱利用体験施設 食事処、売店・ロビー、大広間、個室、浴室、休憩コーナー、自販機コーナー、小浴場等 修理再生施設 展示室、修理再生室、食材再生室、展示コーナー、修理工房、リユース食器保管スペース等
竣 工 年 月 日	令和2年9月30日予定

2 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者となる団体の妥当性を判断するため、外部有識者等からなる「富士市都市基盤施設指定管理者選定評価委員会」において、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答により、総合的に評価・選定を行いました。

第2回選定評価委員会については、令和2年4月22日（水）に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症への対策に伴い会議形式での開催が困難となったことから、書面会議に代えることとしました。プレゼンテーション審査は、プレゼンテーション内容を撮影した映像をDVDで各委員に配布する方法にて行い、質疑応答は書面にて行いました。4月30日（木）までに全委員から審査表が提出され、審査結果を確定しました。

3 指定管理者選定評価委員会による審査

委員会の開催	第1回選定評価委員会 令和2年3月23日（月） 第2回選定評価委員会 令和2年4月30日（木）（書面会議）
委員構成	委員長 中山 勝（一般財団法人企業経営研究所常務理事） 委員 鈴木 隆史（一般財団法人日本不動産研究所静岡支店長） 委員 小澤 緑（静岡県環境学習指導員、富士市環境アドバイザー） 委員 畔村 勇次（公認会計士） 委員 那須田 博久（静岡銀行理事富士中央支店長）

応募者	株式会社クリーン工房		
選定に当たって重視する事項	循環型社会及び低炭素社会の形成に向けた市民の意識の向上を図るとともに、市民の交流及び健康増進に資するという施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営を効果的、効率的に行うことができること。		
指定管理者に求めるレベル	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関心を持ち実践する市民の育成に向けて、施設全体で循環型社会、低炭素化社会形成の推進に向けた取組方針を持っていること。 ・施設の魅力を効率的かつ効果的に発信することによる利用者拡大の方策や、市民協働による環境学習・環境啓発活動を実現する業務計画を持っていること。 ・施設の適切な衛生管理、維持及び保守並びに利用者の安全管理のための施策を持っていること。また、浴場についてはレジオネラ菌の発生防止に向けた万全の管理方針を持っていること。 ・安定した事業運営のための収支計画を持っていること。 ・各施設の特徴を踏まえたサービスの提供や、施設の衛生管理及び維持管理を適切に行うことができる組織、人員体制及び緊急時の対応策を持っていること。 		
審査項目及び配点	上記「重視する事項」及び「指定管理者に求めるレベル」の充足度を総合的に評価するため、以下のとおり審査項目及び配点を設定しました。		
	大項目	審査項目	配点
	運営管理の基本方針 (配点 20点)	事業への参加動機、意欲	5
		施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	10
		指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	5
	運営管理業務に関すること (配点 20点)	基本的な運営内容	5
		営業、PR活動の方策	10
		環境学習・啓発活動の実施方法	5
	維持管理業務に関すること (配点 20点)	施設の衛生管理の実施方法	10
		施設の保守点検、維持修繕の実施方法	5
		利用者の安全確保策	5
	収支に関すること (配点 20点)	支出について	5
		利用料金、自主事業による収入について	5
		指定管理料について	10
	業務の実施体制に関すること (配点 20点)	適切な管理運営のための組織体系及び人員体制	10
人材育成の考え方		5	
リスクマネジメントの考え方		5	
合計			100

審 査 結 果	<p>1 項目ごとの評価</p> <p>項目ごとに評価点を設定し、採点を行いました。</p> <p>指定管理者候補者に選定された事業者に対する評価の概要は次のとおりです。</p>
	<p>(1) 運営管理の基本方針について (20点中 15.4点)</p> <p>他市施設における豊富な実績やノウハウを活かした運営管理が期待できること、市民協働による取り組みや、目標達成に向けて地域資源と連携した企画を実施するなど、循環型社会及び低炭素社会形成の推進に向けた取組を行う施設の管理運営を付託するのにふさわしい考え方が示されており、高い評価を受けました。</p>
	<p>(2) 運営管理業務に関することについて (20点中 13.2点)</p> <p>施設の立地条件からは、より積極的な営業・PR活動が求められるものの、市内イベントへの出展や、多様な媒体を活用した「伝わる」情報発信が提案されていること、応募者の経験に基づいた様々な企画が展開されることが期待できること、市民(市民団体)や企業との協働による活動の実施に向け、事前に十分な情報交換を行っていることなど、利用者拡大の方策や、市民協働による環境学習・環境啓発活動の実現に向けた方策が示されており、求める水準を満たしているとの評価を受けました。</p>
	<p>(3) 維持管理業務に関することについて (20点中 15.4点)</p> <p>常勤の職員による漏れのない管理保守を実施すること、浴場のレジオネラ菌の根絶に向けた方策が講じられていること、日常的な災害等未然防止策が示されていることなど、施設の機能を適切に維持するための具体的な方策が提案されており、高い評価を受けました。</p>
	<p>(4) 収支に関することについて (20点中 13.0点)</p> <p>利用者の減少につながらないよう、サービス品質の向上を前提とした経費削減の考え方が示されていること、民業圧迫とならないような適切な利用料金が設定されていること、収入、支出ともに適切に計上するとともに、利用料金収入が想定額を超過した場合の還元策が提案されているなど、求める水準を満たしているとの評価を受けました。</p>
	<p>(5) 業務の実施体制に関することについて (20点中 15.0点)</p> <p>施設管理者、総括責任者、設備責任者、清掃責任者、環境啓発担当等適切に配置しているだけでなく、バックアップの支援体制を準備していること、人材育成のための研修内容が期待できること、応募者の豊富な経験から、安定したリスクマネジメントが期待できるなど、優れた業務の実施体制が示されており、高い評価を受けました。</p>
	<p>2 最終的な審査結果</p> <p>合計得点が評価基準点(60点)を上回り、指定管理者候補者としての適格性を有すると認められたため、指定管理者候補者として決定しました。</p>
評 価 点	72.0点